

令和 7 年 4 月 25 日
こども家庭庁支援局
虐待防止対策課

見守り体制強化促進のための広報啓発事業評価要領

（評価委員会）

1. 見守り体制強化促進のための広報啓発事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、事務局であるこども家庭庁支援局虐待防止対策課調整係に提出された見守り体制強化促進のための広報啓発事業に係る事業計画の採択の可否等を評価する。

（審査）

2. 評価委員会の委員（以下「評価委員」という。）は、各事業計画（※）について審査を実施し、評価委員会は、当該結果に基づき総合的に評価を行う。

ただし、応募団体が評価委員の利害関係団体等に該当する場合は、当該利害関係団体等の評価について、当該評価委員を除く評価委員会が評価を行う。

※ 原則 1 団体 1 事業計画とするが、複数の団体が合同で行う事業については、1 事業計画として扱い審査する。

（評価事項）

3. 評価事項は、次のとおりとする。
 - ① 事業内容は、本事業の実施目的に沿って、地域の見守り体制強化の促進に寄与する内容となっているか。
 - ② 事業計画は、具体的・効果的で実現可能なものとなっているか。
 - ③ 事業実施上、効率的な体制が構築されており、スケジュールに無理がないか。
 - ④ 事業内容に対する経費の算定は適切であるか。

（評価方法）

4. 評価は以下の方法により行うこととする。
 - ① 評価委員は、事業計画ごとに、評価に当たり考慮すべき事項について、別添の評価票に従い評点を付けることとする。

②評点は、以下の５段階評価で付けることとする。

５点：特に優れている

４点：優れている

３点：良好

２点：やや劣っている

１点：劣っている

③事業計画の内容について、コメント欄に、評価できる点、疑問点、改善すべき点、その他助言等を記入する。特に、評点を「１」又は「５」とした場合は、その理由を示す。

（採択）

５．評価委員会は、評価委員による評点及びコメントを踏まえ、総合的な検討を加えた上で、採択を行う。

（評価結果の通知）

６．こども家庭庁支援局虐待防止対策課調整係は、事業の採択の結果を応募団体に通知する。